

## 訓練日程等に関する事項

### 1 訓練日程

#### (1) 訓練期間について

訓練科の訓練期間は、募集要領別表「訓練科一覧表」に示す訓練開始日から訓練終了日（入校式から修了式）までの期間とすること。

#### (2) 訓練設定日（eラーニングコースを除く）

訓練を設定する日（以下「訓練設定日」）は、週 5 日を標準とし、以下の休日等を除いた日はすべて訓練を設定すること。なお、以下の休日を除いた日を「訓練すべき日」とする。

原則として訓練すべき日には訓練を設定するものとする。

- イ 土曜日、日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）
- ロ 定期的な休校日（週 1 日程度、月 5 日まで）
- ハ お盆等に係る夏季の休校日（8 月 13 日から 15 日までを中心とした期間）
- ニ 年末年始にかかる休校日（12 月 29 日から 1 月 3 日までを中心とした期間）
- ホ 創立記念日に係る休校日

なお、上記ハ、ニについては、夏季及び年末年始の休業期間として、社会通念に照らして過剰とならない範囲で、上記日程を含んだ 1 週間程度の休校を設定することを可能とする。

### 2 訓練時間

#### (1) 訓練設定時間

①訓練時間は 1 日 6 時間、1 月あたり 100 時間を標準とすること。ただし、訓練科が育児等との両立に配慮した短時間訓練コースに該当する場合は、1 日 5 時間以下とし、1 月あたり 80 時間を標準とすること。

②1 時間は 45 分以上 60 分以下とすること。

③入校式、修了式及び公共職業安定所における就職支援を受ける時間は訓練設定時間から除くこと。

④求職者支援制度の対象者がハローワークへ来所できる日を確保できるよう、訓練時間の設定に配慮すること。

⑤e ラーニングコースについては上記によらず別に定めるものとする。

#### (2) 就職支援の時間

①訓練実施機関が行うジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングは訓練設定時間に含めて差し支えないこと。

②訓練期間中に受講生が就職活動を行う時間を確保すること。

具体的には訓練期間の 3 分の 2 を経過後に、受講生が就職活動を行う日（以下「就職活動日」という。）として、隔週 1 日程度午後に訓練を設定しない等の配慮をすること。

③就職活動日は求職者支援制度におけるハローワークへの来所日と同日でも差し支えない。